

港区

町会・自治会 ガイド

届出や支援制度について

令和6年度（2024年度）改訂版

港区 各総合支所 協働推進課

目 次

1	はじめに	1
■	目的	1
■	ご相談窓口	1
2	各種届出	2
■	設立届	2
■	変更届	3
■	認可地縁団体	3
3	表彰等	5
■	町会または自治会の役員の職にあつた方に対する感謝状	5
■	区政功労者表彰	5
■	東京都表彰規則に基づく表彰（地域活動功労）	5
4	個人情報保護	6
5	区からの支援	7
■	各種補助金	7
■	地域活動補償制度	10
■	その他の町会活動支援	11
6	都からの支援制度	12
■	地域の底力発展事業助成	12
■	お問合せ先	12

1

はじめに

■ 目的

日頃より港区政にご協力いただき誠にありがとうございます。

町会・自治会は、住民が地縁により自主的に組織し運営する団体であり、地域のみならず港区全体のコミュニティ振興に大変重要な役割を果たしています。

また、その活動内容は、地域住民のコミュニケーションや地域の環境美化、防犯、防災、福祉など多岐にわたっています。

港区では、町会・自治会活動のさらなる活性化を目的とし、町会・自治会運営に関わる各種届出や行政からの支援制度に関する情報をまとめ、役立てていただくため、この「町会・自治会ガイド」を作成しました。

「初めて役員になった」、「補助金について知りたい」といった際にご活用いただき、貴団体の円滑な運営、そして活動活性化の一助となれば幸いです。

■ ご相談窓口

町会・自治会の運営やガイドブックに記載の各種支援制度等において、ご不明な点やご相談がございましたら、当該地域を所管する総合支所の協働推進課までお尋ねください。

各総合支所 協働推進課

芝地区	芝公園 1-5-25	☎ 3578-3123
麻布地区	六本木 5-16-45	☎ 5114-8802
赤坂地区	赤坂 4-18-13	☎ 5413-7272
高輪地区	高輪 1-16-25	☎ 5421-7621
芝浦港南地区	芝浦 1-16-1	☎ 6400-0031

2 各種届出

■ 設立届

以下の設立要件を満たしている団体は町会・自治会の設立ができます。

設立要件

- ① 一定の区画を有していること（集合住宅の場合は、1棟単位以上）
- ② 区域内の概ね2分の1以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、4分の3以上の世帯が加入していること。ただし、501以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、375以上の世帯が加入していること）
- ③ 会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること
- ④ 当該地域内の住民福祉の増進に積極的に務め、地域の振興に寄与していること
- ⑤ 既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要となります）

必要提出書類

- ① 町会等設立届
- ② 設立を決定した総会の議事録
- ③ 会則
- ④ 会員名簿
- ⑤ 設立同意書（上記の設立要件の⑤に該当する場合のみ）

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

■ 変更届

改選等による会長の変更や、休会・解散などの事由が発生する場合は、協働推進課に事前相談のうえ、以下の届出を提出してください。(各種様式は、協働推進課にございます。)

変更事由例	必要提出書類
町会の名称を変更する	町会等名称変更届
改選等により町会長が変更する	町会等会長変更届
町会の連絡先・所在地が変更する	町会等連絡先所在地変更届
町会の設置区域を変更する	町会等設置区域変更届
町会を解散する	町会・自治会等解散届
町会を休会にする	町会・自治会等休会届

※ 認可地縁団体は、各種変更届に加え「規約変更認可申請」、「告示事項変更届出」等の手続きが必要です。詳細は、協働推進課にご相談ください。

■ 認可地縁団体

区長の認可を受け、法人格を取得した「地縁による団体（町会・自治会）」のことです。地縁による団体の認可を受けた町会・自治会は、不動産の保有の有無にかかわらず法人格を取得できます。①法人格として、団体名義での契約手続きや、財産（不動産等）の登記、保有ができる ②活動や組織に対する信用性、信頼性が増す ③会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人組織として継続されるなどのメリットがある一方、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会開催の義務化など事務手続きが継続的に必要となります。また、認可後も、地縁により自発的に組織された団体であることに変わりありません。

申請する場合には、各総合支所の協働推進課にご相談ください。

認可要件
① 良好的な地域社会の維持、形成のため地域的な共同活動を行うことを目的とし、その会の規約に明記されており、現にその活動を行っていること
② その区域が、住民にとって客観的に明らかになっていること
③ その区域のすべての住民（年齢・性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人）が構成員となれることが規約に定められていること
④ その区域内の概ね2分の1以上の住民が加入していること（集合住宅の場合は、概ね4分の3以上）
⑤ 目的・名称・区域・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項等が定められている「規約」を有していること

● 令和4年度以降の地方自治法の改正

- ・令和4年8月20日施行 認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができます。）
- ・令和4年8月20日施行 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（公告の回数が3回以上から1回になります。）
- ・令和5年4月1日施行 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになります。）

3 表彰等

日頃から、地域振興の発展のために、町会・自治会活動を通じて活躍されている方の功績をたたえ、以下の表彰制度を設けています。

■ 町会または自治会の役員の職にあった方に対する感謝状

町会・自治会からの推薦に基づき、役員の職を退任した方に区長から感謝状を贈呈します。贈呈基準は以下のとおりです。

役職等	在職年数	換算率
会長	10 年以上	1
副会長	15 年以上	2 / 3
会長又は副会長以外の役員	20 年以上	1 / 2
役員として在任中に死亡した方	制限なし	

※ 換算率を使用した計算については、毎年の推薦依頼文に記載されている計算方法をご覧ください。

■ 区政功労者表彰

港区表彰規則第2条第1号に該当する町会・自治会等自治団体の指導育成に尽力した功労顕著な方を表彰します。表彰基準は以下のとおりです。

役職等	在職年数	換算率
会長	15 年以上	1.7
副会長	20 年以上	1.25
役員	25 年以上	1.0

■ 東京都表彰規則に基づく表彰（地域活動功労）

東京都表彰事務取扱要領の地域活動功労に該当する方を、港区の候補者として推薦しています。

表彰基準は町会・自治会の地域自治振興に尽力し、顕著な功績のあった方です。1月中旬の東京都からの候補者推薦依頼を受け、次年度10月1日（都民の日）に都知事から表彰状の贈呈が行われます。

4

個人情報保護

● 概要

個人情報とは、「氏名」「生年月日」「住所」「電話番号」といった特定の個人を識別できる情報を指します。

町会・自治会においては、円滑な活動をするうえで、会員の氏名、住所、電話番号などの個人情報は必要なものです。

平成17年4月から施行された「個人情報保護法」は個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としています。この法律は5,000人以上の個人情報を事業活動に利用する事業者を対象としており、5,000人以下の町会・自治会においては、法律の適用はありませんでした。

しかし、平成29年5月に「個人情報保護法」の改正案が施行されたことにより、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者であっても法の適用を受けることになりました。

そのため、町会・自治会においても、適法かつ適正な個人情報管理が求められます。

● 名簿作成時における注意点

町会・自治会で取り扱う個人情報の代表的なものとして、「名簿」があります。作成および管理の際には以下の点に注意しましょう。

ポイント	説明
本人に利用目的を通知する	町会・自治会がなぜ個人情報を必要とするのかを明確にし、会員にきちんと説明できるようにしましょう。
範囲を検討する	個人情報をどこまで収集するか検討しましょう。世帯の代表者の情報だけとするか、家族の情報までとするか決めましょう。
適切に管理する	名簿の保管方法や責任者を決めましょう。また個人情報の取扱い方法についても規約で定めるなど、別の決まりを作成することも検討してください。
本人の同意を得ないで 第三者に情報提供しない	目的と提供先を事前に明らかにしましょう。そして、公表していない相手に情報提供する場合には、必ずご本人の同意を得てください。

5

区からの支援

区では、町会・自治会の活動や組織を支援するため、さまざまな補助金交付制度を設けています。要件、申請方法等の詳細は協働推進課までお問い合わせください。補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とします。

各種補助金

- 町会等補助金 詳しくは「町会等補助金の手引き」をご覧ください。

団体活動費補助金	概 要	団体の運営や実施事業に要する経費や防犯灯等の維持に要する経費の一部を補助します。
	対 象	町会・自治会、防災住民組織および商店会
	補助金額	定額助成（団体会員数および所有し維持管理を行う防犯灯等の基数に応じて補助）
	申請時期	5月～6月ごろから隨時

防犯灯補修費補助金	概 要	防犯灯の修繕その他補修に要する経費を補助します。
	対 象	町会・自治会
	補助金額	防犯灯の修繕その他補修に要する経費
	申請時期	隨時。補修を行う前に区と協議してください。

協働事業活動補助金	概 要	近隣の町会・自治会等と協働して実施する自主的および自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティの活性化に向けた活動を支援するために補助します。
	対象団体	町会・自治会
	対象事業	近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NPO、大学、PTA、公益法人）と協働して実施する事業 ※当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）に完了しない事業は対象となりません。
	補助金額	団体負担分の10/10補助します。（1団体：年間50万円まで） ※同じ事業でも協働する複数の町会等が申請できます。ただし、1事業の総事業経費100万円まで。
	申請回数	1団体：原則2回まで

● 町会・自治会会館建設等補助金

概 要	町会会館の建設、修繕等に要する経費の一部を補助します。
対 象	認可地縁団体として登録されている町会・自治会 (修繕の場合) 港区町会等補助金の交付を受けている町会・自治会
補助金額	整備事業に係る経費の2分の1以内かつ以下を限度に補助します。 ①新築、改築、既存建物購入の場合：1,000万円 ②増築、修繕の場合：500万円 (経費100万円以上であれば、バリアフリー化も修繕の対象とします。) ※補助金額に1000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
申請時期	隨時。 会館の建築確認申請(修繕の場合には工事契約)の前にご相談ください。 (事業計画は実施年度の前年度7月末日までにご提出ください。)

● 認可地縁団体補助金

概 要	地方自治法に基づく『地縁による団体の認可』を受けるために要した経費および当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記するためには要した経費の一部を補助します。
対 象	認可地縁団体に申請する予定の町会・自治会
補助金額	補助対象経費の4分の3以内とし、100万円を限度とします。 ※補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
申請時期	隨時。 認可申請を行う時期や登記予定の不動産、交付までの申請手順等について、実施年度の前年度7月末日までにご相談ください。

● 町会・自治会等掲示板設置等補助金

概 要	掲示板を新設、建替え、移設、補修する際の経費の一部を補助します。
対 象	町会・自治会区域内の私有地（私道上含む。）又は占用許可を受けた特別区道に設置および維持管理する掲示板（前回申請の交付決定通知があった日から起算して5年以上経過しているもの）
補助金額	掲示板設置に係る経費の2分の1以内 (掲示板1基あたり／新設・建替え：10万円、移設・補修：5万円を限度) ※補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。 ※設置等の経費の一部を事業者が負担する場合は、交付の対象経費から事業者が負担する経費を除きます。
申請時期	随时。事前に掲示板設置等の場所や工事時期について、区にご相談ください。

● 防犯カメラ等補助金

整備費	概要	町会・自治会・商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保および犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラ等整備費（新設、増設、交換および大規模な改修）を補助金として交付します。
	対象	町会・自治会および商店会
	補助金額	整備に要する経費の 20 分の 19 (上限 1,900 万円、カメラ 1 台あたり 60 万円)
	申請締切	設置を予定している年度の 前年度 7月末日 までに、区へ事業計画書等の提出が必要です。
運用経費	概要	上記の整備費の助成により、設置した防犯カメラ等の運用経費（電気の供給等）を補助金として交付します。
	対象	町会・自治会および商店会
	補助金額	防犯カメラ 1 台につき、15,000 円を限度に補助します。 【実際にかかった経費 < 15,000 円 × 防犯カメラ数】になった場合には、経費 = 補助金額となります。
	申請締切	2月末日。詳細については区にご相談ください。
維持管理経費	概要	上記の整備費により、設置したカメラ等の維持管理経費（保守点検、修繕、移設）を補助金として交付します。
	対象	町会・自治会および商店会
	補助金額	【保守点検費】 1 設置団体あたり、2,000,000 円を限度に補助します。 【実際にかかった経費 < 2,000,000】になった場合には、経費 = 補助金額となります。 【修繕費】 防犯カメラ 1 台につき 200,000 円を限度に補助します。 【実際にかかった経費 < 200,000】になった場合には、経費 = 補助金額となります。
	申請締切	2月末日。詳細については区にご相談ください。

■ 地域活動補償制度

● 概要

この保険は、港区で地域貢献活動をしている団体・グループのみなさんが安心して活動できるよう、港区が保険料を負担して、賠償責任事故と傷害事故の補償を行う制度です。事故が発生した場合は、以下を確認のうえ、速やかに協働推進課まで事故の内容をご連絡ください。

● 補償対象

港区に活動拠点があり、無償で区民に公益性のある活動をしている団体

対象	活動例
・ 町会・自治会 ・ 各地区生活安全活動推進協議会 ・ 防災住民組織 ・ 老人クラブ 等	清掃活動、防災・防犯・交通安全活動等 ※ 届出・報告等により、区がその団体および活動について内容を把握しているものを対象としています。
・ スポーツ・競技等における事故や、脳疾患・疾病・心神喪失によるけがは対象となりません。 ・ 地域貢献活動者に対する補償であり、閲覧者・観客は、補償の対象となりません（主催者の過失による賠償責任が生じた場合の補償はございます）。	
・ 団体活動でない個人的活動、政治活動、宗教活動、営利目的とする活動は対象となりません。 ・ その他保険金をお支払いできない場合については、保険契約上の約款に準じます。 ・ 事故の状況や本人過失等の状況によっては、保険金をお支払いできない場合があります。	

● 補償の範囲

補償項目	補償額		
賠償責任事故	身体賠償	1人につき 1事故につき	6,000万円限度 2億円
	財物賠償	1事故につき	1,000万円限度
	保管物（受託物）賠償	1事故につき	100万円限度
傷害事故	死亡	1人につき	500万円
	後遺障害	1人につき	15万円～500万円
	入院	1人につき	日額 3,000円
	通院	1人につき	日額 2,000円

※ 事故のあった日から180日以内の入院・通院が対象です。かつ実通院日数は90日が限度です。

※ 一部、保険期間中（1年間）の合計補償額の上限があります。他の事故等すでに支払った保険金が合計補償額の上限を超えている場合、保険金をお支払いできない場合があります。

■ その他の町会活動支援

● 町会・自治会加入のご案内

港区に転入手続に来られた方に、区民課窓口で配布しています。

● 町会・自治会加入希望の電子申請

港区では、従来から協働推進課窓口において町会・自治会への加入希望を受け付けています。区民の方から申請を受けた後は、従来どおり各町会・自治会の会長様へご連絡いたします。

※ 電子申請については、「町会・自治会加入のご案内」にも案内しています。また港区ホームページにて、電子申請サービス（外部サイト）を確認できます。

掲載場所	港区ホームページ⇒暮らし・手続き⇒町会・自治会 ⇒各地区町会・自治会一覧及び加入案内
------	---

● 月例町会発送物の電子化

毎月、協働推進課より発送している町会・自治会あて発送物について、発送物をデータ化し、港区ホームページ及びデジタル回覧板（令和5年度導入）でお知らせします。

これまでどおり、毎月の紙での発送は行いますが、発送物の電子データでの回覧等を行う町会・自治会については、港区ホームページ上のデータやデジタル回覧板をご活用ください。

掲載場所	港区ホームページ⇒暮らし・手続き⇒町会・自治会 ⇒各地区町会・自治会への月例発送物
掲載時期	毎月1日に前月分の発送物を掲載予定 (例：4月発送分は5月1日に掲載)

※ 発送物の電子データの港区ホームページの掲載、デジタル回覧板の導入に伴い、紙での発送部数の変更が生じた場合や、ご不明な点等ございましたら、協働推進課へご連絡ください。

6 都からの支援

■ 地域の底力発展事業助成

● 概要

町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行います。

詳細は、別途送付している「『地域の底力発展事業助成』ガイドライン」を参照するか、下記記載のお問合せ先にご確認ください。

● 申請できる団体および補助限度額

東京都内に所在する地縁団体（町会・自治会）

申請できる団体の種類	団体例	補助限度額
区市町村の範囲を超えた 町会・自治会の連合組織	東京都町会連合会	200万円
区市町村を単位とする 町会・自治会の連合組織	○○区町会連合会	200万円
区市町村内の一部地域を単位と する町会・自治会の連合組織	○○地区町会連合会	100万円
区市町村内の单一町会・自治会	○○町会、○○自治会	20万円

※事業区分等により助成金額（補助率、限度額）が異なります。

● 申請時期

募集回	募集期間	交付決定 時期	申請できる 事業の実施時期
1	事前相談：令和6年3月1日（金）～3月8日（金）午後5時 申請締切：令和6年3月14日（木）午後5時【必着】	4月上旬	4月1日 以降
2	事前相談：令和6年4月1日（月）～5月13日（月）午後5時 申請締切：令和6年5月31日（金）午後5時【必着】	7月上旬	7月10日 以降
3	事前相談：令和6年6月3日（月）～8月9日（金）午後5時 申請締切：令和6年8月30日（金）午後5時【必着】	10月上旬	10月10日 以降
4	事前相談：令和6年9月2日（月）～10月18日（金）午後5時 申請締切：令和6年11月1日（金）午後5時【必着】	12月上旬	12月10日 以降

■ お問合せ先

地域の底力発展事業助成についての詳細は以下にお問い合わせください。

東京都生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

電話：03-5388-3166

港区町会・自治会ガイド

編集・発行 港区六本木5-16-45

港区 麻布地区総合支所 協働推進課 協働推進係

電話：03-5114-8802（直通）